

(別 紙)

定期（一類疾病）の予防接種実施要領 新旧対照表

改正後	現行
<p>第1 総論 【省略】</p> <p>第2 各論</p> <p>1 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種</p> <p>(1) ~ (8) 【省略】</p> <p>(9) 急性灰白髄炎の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用した時は、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日から56日までの間隔を置いて3回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。</p> <p>また、不活化ポリオワクチンを使用したときは、初回接種については、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20日以上の間隔を置いて3回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。</p> <p>(10) 第1期の予防接種の初回接種においては、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドのうちから、使用するワクチンを選択することが可能な場合であっても、原則として、同一種類のワクチンを必要回数接種すること。</p> <p>(11) ~ (14) 【省略】</p>	<p>第1 総論 【省略】</p> <p>第2 各論</p> <p>1 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種</p> <p>(1) ~ (8) 【省略】</p> <p>(9) 急性灰白髄炎の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用した時は、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日から56日までの間隔を置いて3回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。</p> <p>また、不活化ポリオワクチンを使用したときは、初回接種については、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20日以上の間隔を置いて3回行うこと。</p> <p>(10) 第1期の予防接種の初回接種においては、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン、沈降精製ジフテリア百日せき破傷風混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドのうちから、使用するワクチンを選択することが可能な場合であっても、同一種類のワクチンを必要回数接種すること。</p> <p>(11) ~ (14) 【省略】</p>

<p>(15) 急性灰白髄炎の予防接種については、次のことに留意すること。</p> <p>ア～エ 【省略】</p> <p>【削除】</p> <p>2～4 【省略】</p> <p>様式第一～第六 【省略】</p>	<p>(15) 急性灰白髄炎の予防接種については、次のことに留意すること。</p> <p>ア～エ 【省略】</p> <p><u>オ 現在、ワクチン製造業者による国内臨床試験を実施中であり、4回接種（追加免疫）後の有効性、安全性が確認され、添付文書が改訂されれば、追加接種（1回）についても定期の予防接種として実施する予定である。</u></p> <p>2～4 【省略】</p> <p>様式第一～第六 【省略】</p>
---	--